

平成 19 年 7 月 18 日
都 市 整 備 局
総 務 局

新潟県中越沖地震に伴う東京都の支援について(第 4 報)
(建築物の応急危険度判定員の派遣)

平成 19 年 7 月 16 日に発生した新潟県中越沖地震の発生に伴い、18 日、都は、国及び被災自治体からの要請に基づき、職員を被災建築物の余震等に対する危険度の判定を行う「応急危険度判定員」として下記のとおり被災地に派遣します。

- 1 判定地域
柏崎市内

- 2 判定実施日
7 月 19 日 (木) から同月 21 日 (土) まで

- 3 判定員体制
東京都職員： 7 名
各特別区職員：23 名 (各区 1 名)
計 : 30 名

※ 応急危険度判定

建築士 (1 級、2 級、木造建築士) の資格を持ち、応急危険度判定員の登録をした者が、地震発生後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、できる限り早く、短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否について判定するものである。

具体的には、危険度の状況により、「危険」、「要注意」、「調査済」のステッカーを建築物の外部の見やすい場所に貼り、建築物の所有者等に使用上の注意を与える。

問い合わせ先 都市整備局市街地建築部建築企画課 電話 03-5388-3340
